報道資料

桜井市

令和3年6月21日

趣旨（※該当する全てにチェック）
☑各種資料や情報提供 □イベント・会議等の案内 □その他（　　）

発　表　事　項	新型コロナウイルス感染症対策について	
	新型コロナウイルス感染拡大の第4波により、6月20日を期限に東京都や大阪府など10都道府県に発出されていた「緊急事態宣言」が解除（沖縄県を除く）されましたが、引き続き近隣府県などでは「まん延防止等重点措置」に切り替えられ、感染防止対策が継続されることになりました。 これを受けまして、奈良県におきましても7月11日を期限に、「緊急対処措置」が一部制限を緩和して延長されることになりました。 この県の「緊急対処措置」を受け、本日、桜井市において新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、前回の対策本部会議において決定した本市の対策方針について、一部を改定しましたので、その内容を発表いたします。	
日　　時		
場　　所		
資　　料	・新型コロナウイルス感染防止対策について（第24報） ・新型コロナウイルス感染防止対策に向けての市長メッセージ	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載	□なし　☑あり　□後日掲載（　月　日掲載予定）	
問い合わせ先	担　当　課	危機管理課
	取材対応者	
	問い合わせ窓口	危機管理課（0744-42-9111）内線339
そ　の　他		